宮城県こもれびの森に係る指定管理者候補者の選定結果について

1 施設概要

施設名 宮城県こもれびの森

(森林科学館,野外炊事場,倉庫・車庫,野外便所,湿性植物園,山菜・薬草見本園,広場(デイ・キャンプ場を含む。)及び駐車場に限る。)

所在地 栗原市花山字草木沢角間10-7

2 募集期間

令和2年7月1日から令和2年8月31日まで

3 応募団体(1団体) 株式会社ゆめぐり

4 審査日程

5 審査方法

令和2年10月26日に宮城県環境生活部指定管理者選定委員会を開催し、公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条に規定する選定基準により、下記の項目について審査を行い候補者を選定した。

いて番査を行い候補者を選定した。									
審査項目	審査の視点	配点							
①県民の平等な利用が確	○施設の利用に当たり、合理的な理由なく								
保されること。	利用を制限するような取扱いをする計画と	10点							
②利用者の意見を把握し,	なっていないか。								
それを反映させる取組が	○利用者の声や意見が管理運営に反映され								
確保されていること。	るようなシステムが確立されているか。								
③事業計画の内容が公の	○県が自ら行う管理運営に比べ,より良い								
施設の効用を最大限に発	サービスを利用者が享受できるような事業	10点							
揮されるとともに,効率	計画になっているか								
的な管理ができること。	○利用者の増加等に向けたサービス向上,								
	広報、PR等に関する事項が適切に事業計								
	画に反映されているか。								
④事業計画書に沿った管	○事業計画どおりに施設管理を行い得る管								
理を安定して行う能力を	理運営体制(人数等)となっているか。	30点							
有すること。	○具体的かつ実現可能な事業計画になって								
⑤経費の節減に向けた取	いるか。								
組が確保されていること。	○管理運営コストの縮減等に向けた取組が								
	適切に事業計画に反映されているか。								
	○施設の管理運営に係る収支計画は適切か。								
⑥情報公開及び個人情報	○個人情報保護条例や情報公開条例の趣旨								
の取扱いを適正に行う体	等が適切に事業計画に反映されているか。	10点							
制が整備されていること。									
⑦法令(条例を含む。)	○施設の管理運営に係る関係法令(条例を								
の規定を遵守し,適正な	含む) の趣旨等が適切に事業計画に反映さ	10点							
管理ができること。	れているか。								
⑧障害発生時に迅速かつ	○災害等,緊急時の対応や体制について,								
適切に対応する体制が確	適切に事業計画に反映されているか。								
保されていること。									
⑨施設の設置目的を踏ま									
えた利用の促進及び自然		30点							
保護思想の普及を図る自	っているか。								
主事業を企画・運営する									
能力を有すること。									
合 計		100点							

6 選定委員の氏名等

	氏 名	所属・職							
委 員 長	小松 直子	宮城県環境生活部次長							
副委員長	日向 則子	元 宮城県監査委員							
委 員	黒田 敬子	有限会社キャリアコム代表取締役							
委 員	橋本 潤子	橋本潤子公認会計士事務所代表							
委 員	安藤 京子	宮城県環境生活部次長 (技術担当)							

7 採点一覧表

シャル チョン								
団体名	審查項目	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	合 計	摘 要
	12	6	6	8	8	6	3 4	
株式会社	3	4	8	8	8	6	3 4	指定管理
ゆめぐり	45	1 6	2 0	1 8	2 0	1 8	9 2	候補者
	6	8	6	6	6	6	3 2	
	78	8	6	6	6	6	3 2	
	9	1 8	1 8	1 8	2 4	1 8	9 6	
	合 計	6 0	6 4	6 4	7 2	6 0	3 2 0	平均64点

- ※ 審査項目の番号は、上記5の審査方法の審査項目を表す。
- 8 指定管理者候補者の提案価格(収支計画)5年間合計 収入総額 41,020,000円(うち県指定管理料 40,660,000円)

支出総額 41,020,000円

9 指定管理者候補者

団体名 株式会社ゆめぐり

代表者 代表取締役 炭屋 一夫

所在地 宮城県栗原市栗駒沼倉耕英東50-1

10 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日

11 選定理由

当該団体は、栗原市の5つの公共観光施設の指定管理を行っている団体であり、施設運営の実績が高い。また、事業計画では、これらの施設と連携してして新たな体験プログラムを企画しているほか、その人材については、地域の有識者を指導者に充てるなど、地元企業としての強みがある。一方、今までの人気プログラムなどについては、前任の指定管理者と連携して実施する計画であり、事業の継続性や施設利用者への配慮も図れている。以上のことから指定管理者としてふさわしい団体として評価された。

12 指定管理者候補者の指定

宮城県環境生活部指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、上記9の指定管理者候補者を、令和2年11月県議会の議決を経た上で、令和2年12月16日に指定管理者に指定した。